



# 島根県報

平成19年 2月27日 (火)

号外 第 8 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 規 則

島根県県税条例施行規則の一部を改正する規則

(税 務 課)

### 公布された条例等のあらまし

島根県県税条例施行規則の一部を改正する規則(規則第4号)

#### 1 規則の概要

- (1) 個人の県民税の徴収取扱費に係る規定の整備(第35条・第85号様式関係)
- (2) 個人の県民税払込報告の経過措置に係る様式の整備(第80号様式・第82号様式・第83号様式関係)
- (3) その他規定の整備

#### 2 施行期日

平成19年 4月 1日から施行することとした。

## 規

## 則

島根県県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年 2月27日

島根県知事 澄 田 信 義

### 島根県規則第4号

島根県県税条例施行規則の一部を改正する規則

島根県県税条例施行規則(昭和51年島根県規則第16号)の一部を次のように改正する。

第33条を削り、第34条を第33条とし、第35条を第34条とし、同条の次に次の1条を加える。

(徴収取扱費の交付)

第35条 条例第15条第1項の規定による報告の対象期間は、同項に規定する月の前3月間とする。

2 知事は、条例第15条第2項の規定による徴収取扱費の交付に当たっては、次に掲げる金額の合計額を交付するものとする。

(1) 7月の報告(条例第15条第1項の規定により7月中に行われなければならない報告をいう。以下この条において同じ。)に基づき算定した法第47条第1項第1号に掲げる金額に4分の1を乗じて得た金額

(2) 法第47条第1項第2号から第5号までに掲げる金額

3 条例第14条第2号の報告による納税義務者の数によって算定した法第47条第1項第1号に掲げる金額が、当該年度の7月の報告に基づき算定した同号に掲げる金額を超過し、又は不足する場合においては、当該年度の翌年度の4月の報告(条例第15条第1項の規定により4月中に行われなければならない報告をいう。)により交付する徴収取扱費の金額は、当該超過額に相当する金額を増額した額又は当該不足額に相当する金額を減額した額とするものとする。

第36条の表第5号中「第15条」を「第15条第1項」に改める。

第76条の3第2項及び第80条第3項中「附則第19項第1号」を「附則第18項第1号」に改める。

附則第 9 項中「附則第23項」を「附則第22項」に改める。

第79号様式中「(第34条関係)」を「(第33条関係)」に改める。

第80号様式中「(第35条関係)」を「(第34条関係)」に改め、同様式を第80号様式その 1 とし、同様式の次に次の 1 様式を加える。

第80号様式その2 (第34条関係)

第 号  
年 月 日

県民センター所長 様

市町村長 ㊟

個人の県民税払込報告書  
(平成18年度以前課税分)

(会計年度 年度)  
(払込期別 年 月分)

区 分		税 額	延滞金	加算金	計
当該年度分として 納付(納入)の あった県民税及び 市町村民税に係る 徴収金の合算額	前月までの累計 (前月分払込報告書の ) 滞	円	円	円	円
	のうち当月戻出した過誤 納金 滞				
	当 月 分 滞				
	累 計 ( - + ) 滞				
平成18年度確定あん分率		0.			
払 込 む べ き 県 民 税 ( × ) 滞					
前月までに払込んだ県民税 (前月分払込報告書の + + ) 滞					
当 月 払 込 む べ き 県 民 税 ( - ) 滞					
当 月 払 込 ん だ 県 民 税 滞					
清 算 に よ る 過 払 充 当 額 滞					

備考 この払込報告書は、地方税法施行令附則第5条の2(個人の県民税に係る地方団体の徴収金の払込みの方法等の特例)の規定に基づき払い込む場合に使用すること。

第82号様式を第82号様式その1とし、同様式の次に次の1様式を加える。

第82号様式その 2 ( 第36条関係 )

第 号  
年 月 日

県民センター所長 様

市町村長

印

個人の県民税変更状況報告書  
(平成18年度以前課税分)

区 分		件 数	人 員	総 額	県 民 税	市町村民税
滞 納 繰 越 分	当 初 の 滞 納 繰 越 額		人	円	円	円
	増 所得税の更正、決定等による減額					
	減					
	滞 納 繰 越 額			(D)		
	最 終 調 定 額			(D) × 平成18年度確定あん分率 (E)	(D) - (E)	(F)
県 の 調 定 額	前年度未払込の県民税 (E) + 円 =					(G)
区 分		件 数	人 員	総 額	県 民 税	市町村民税
滞 納 繰 越 分 合 計	当 初 の 滞 納 繰 越 額		人	円	円	円
	増 所得税の更正、決定等による減額					
	減					
	滞 納 繰 越 額			(D)'		
	最 終 調 定 額				(E)'	(D)' - (E)' (F)'
県 の 調 定 額	前年度未払込の県民税 (E)' + 円 =					(G)'

- 備考 1 この報告書は、地方税法施行令附則第 5 条の 2 ( 個人の県民税に係る地方団体の徴収金の払込みの方法等の特例 ) の規定に係るものに使用すること。
- 2 滞納繰越分合計欄は、第82号様式その 1 の滞納繰越分欄及びこの様式の滞納繰越分欄の合計を記載すること。

第83号様式を第83号様式その1とし、同様式の次に次の1様式を加える。

第83号様式その2 (第36条関係)

第 号  
年 月 日

県民センター所長 様

市町村長

印

滞納繰越分に係る個人の県民税滞納状況報告書  
(平成18年度以前課税分)

滞 納 繰 越 分	区 分		人 員	総 額	県民税	市町村民税		摘 要
				(ア) 円	(イ) 円	(ア)-(イ)	(ウ) 円	
	調	定	額	人	円	円	円	
	収	入	額					
	欠	損	額					
滞 納 繰 越 分	還 付 未 済 額	地方税法第17条の過誤納金						
		上記以外の還付金						
		計						
	- - +							
	翌年度繰越額							
滞 納 繰 越 分	3月31日までに県へ払込んだ額					修 正		
	- -							
	未払込の県民税							
	+ 県の翌年度繰越額							
滞 納 繰 越 分	区 分		人 員	総 額	県民税	市町村民税		摘 要
				(ア) 円	(イ) 円	(ア)-(イ)	(ウ) 円	
	調	定	額	人	円	円	円	
	収	入	額					
	欠	損	額					
滞 納 繰 越 分	還 付 未 済 額	地方税法第17条の過誤納金						
		上記以外の還付金						
		計						
	' - ' - ' + '							
	翌年度繰越額							
滞 納 繰 越 分	3月31日までに県へ払込んだ額					修 正		
	' - ' - ' '							
	未払込の県民税							
	'+ 県の翌年度繰越額							

- 備考 1 この報告書は、地方税法施行令附則第5条の2(個人の県民税に係る地方団体の徴収金の払込みの方法等の特例)の規定に係るものに使用すること。
- 2 滞納繰越分合計欄は、第83号様式その1及びこの様式の滞納繰越分欄の合計を記載すること。

第85号様式を次のように改める。

第85号様式 (第36条関係)

第 号  
年 月 日

県民センター所長 様

市町村長

印

年度個人の県民税徴収取扱費報告書

計 算 期 間		年 月 日 から 年 月 日 まで			
区 分		人数又は金額	乗率又は あん分率	金 額	摘 要
納 税 義 務 者 数	定 期 賦 課	(A) 人	(B) 円	(C) 円	(A) × (B)
	既 交 付 額			円	
	今 回 交 付 額			(D) 円	(C) ÷ 4
	年度納税義務者数	人	円	(E) 円	
	納税義務者数確定による増減	人	円	(F) 円	
過 誤 納 還 付 ( 充 当 ) 金		円	0 .	(G) 円	
過誤納金に対する還付 ( 充当 ) 加算金		円	0 .	(H) 円	
納 期 前 納 付 報 償 金		円	0 .	(I) 円	
県民税配当割又は株式等譲渡所得割控 除に係る還付 ( 充当 ) 金		円		(J) 円	
計				円	(D) + (F) ~ (J)

- 備考 1 「納税義務者数」の欄の記載については、次のとおりとすること。
- (1) 「定期賦課」の欄については、毎回記載すること。
  - (2) 「定期賦課」の欄の人数については、当該年度分の「個人の県民税課税状況報告書」の納税義務者数と一致すること。
  - (3) 「年度納税義務者数」及び「納税義務者数確定による増減」の欄については、4月報告時のみ記載すること。
  - (4) 「年度納税義務者数」の欄は、前年度分の「個人の県民税変更状況報告書」の最終納税義務者数を記載すること。
  - (5) 「納税義務者数確定による増減」の欄は、「定期賦課」の欄の人数から「年度納税義務者数」の欄の人数を差し引いた人数を記載すること。
- 2 「過誤納還付 ( 充当 ) 金」、「過誤納金に対する還付 ( 充当 ) 加算金」及び「納期前納付報償金」の欄については、金額は市町村民税に係るものと県民税に係るものの合算額を記載し、あん分率は還付 ( 充当 ) 又は支出時における払込あん分率を記載すること。
- 3 「過誤納還付 ( 充当 ) 金」の欄は、予算を通じて支出した額のみを記載すること。

附 則

( 施行期日 )

1 この規則は、平成19年 4月 1日から施行する。

( 経過措置 )

- 2 平成19年度及び平成20年度におけるこの規則による改正後の島根県県税条例施行規則第35条第 2 項の規定の適用については、同項中「基づき算定した法第47条第 1 項第 1 号に掲げる金額」とあるのは、「基づく納税義務者の数に1,000円を乗じて得た金額( 7月の報告により交付する徴収取扱費に限る。 )及び当該数に3,000円を乗じて得た金額」とする。
- 3 この規則による改正前の島根県県税条例施行規則(以下「旧規則」という。 )第85号様式は、平成18年度以前の年度分の個人の県民税(同年度以前において賦課決定をされたものに限る。 )に係る島根県県税条例(昭和51年島根県条例第10号)第15条第 1 項の徴収取扱費の報告については、なおその効力を有する。
- 4 旧規則の規定により作成した用紙でこの規則の施行の際現に残存するものうち取替いが可能なものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。